

随行動審判員となるためには(県大会への参加規程)

岩手県小学生バレーボール連盟 審判委員会

1 岩手県小学生バレーボール連盟公認審判員

(1) 更新の場合

① 前年度の公認審判員証(活動報告書 以下同じ)を、指定された日までに県小連審判委員会に提出する。

② 指定された期日までに県小連審判委員会に氏名を報告し、登録料を納入する。

※1 活動報告書により、更新であることを審判委員会が確認する。

※2 活動報告書を提出しない、記述内容に不備がある、あるいは活動に重要な錯誤があった場合は更新できない。再度資格を得ようとするときは、「資格取得講習会」を受講することとなる。

※3 更新対象者であっても、年度内の審判活動が主副各2回未満(計4回未満)の場合は「資格取得講習会」を受講することとなる。

(2) 新規の場合(または上記※2※3に該当する場合)

① 県小連審判委員会に氏名を報告し、「資格取得講習会」を受講し、試験に合格後、指定された期日までに登録料を納入する。

② 審判活動を行おうとする県大会の前に、最低主・副各2回以上の審判を行う。

2 岩手県バレーボール協会公認審判員

(1) 県2級の場合

県協会ホームページ「審判委員会」の「随行動審判員名簿」に、名前が記載されていること。

① ~~資格を取得してから、1年以上が経過していること。~~

② 更新手続きを済ませていること。

③ 「岩手県伝達講習会」または「特別講習会」を受講していること。

※小学生連盟の講習会を受講しても、資格更新とはならないことに注意!

(2) 県1級の場合

更新手続きを済ませていること。(同ホームページに名前が掲載されていること)

3 (公財)日本バレーボール協会(JVA)公認審判員

更新手続きを済ませていること。

○チームは、『各チーム所属審判員名簿』にて、チームに所属するすべての審判員を報告する。

- ・登録番号は「県小連公認審判員」だけが必要であり、審判委員会が付与する。
- ・県小連公認審判員が所属できるのは1チームのみである。(同名の男女チームも不可)
- ・県小連公認審判員となれるのは18歳以上とする。高校生は認めない。
- ・今年度も県大会については随行動審判員2名の帯同を参加条件とする。